

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>戸六二〇番一地先まで</p> <p>一 地先から同市大字南平沢字宮ヶ谷</p> <p>日高市大字南平沢字八幡一五番</p>	<p>字宮ヶ谷戸六二〇番一地先まで</p> <p>一九番六地先から同市大字南平沢</p> <p>日高市大字南平沢字宮ヶ谷戸六</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・〇〇〃</p> <p>四五・〇一</p>	<p>二二・〇六〃</p> <p>三二・六九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五四二・三二</p>	<p>一三・九七</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築事業による</p>		<p>備 考</p>